

新連載

今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—



LIBRA 連載にあたって

昨年10月に東京弁護士会憲法問題対策センターが発足しました。その活動はまだ始まったばかりですが、対策センターの活動を報告しながら、今、憲法に関してどのようなことが問題となっているかを会員にお知らせし、会内の議論を活発化したいとの思いから、この度、LIBRAでの連載をすることになりました。

第1回は、1月23日に開催した当センターの委員でもある伊藤和子弁護士の報告「戦争をする国アメリカと日本国憲法」についてです。

2007年度憲法問題対策センター委員長代行
堂野 尚志 (18期)

第1回

「戦争をする国アメリカと日本国憲法」 (伊藤和子委員報告) を聞いて

憲法問題対策センター副委員長
菅沼 一王 (34期)

1 表現の自由の抑圧

伊藤和子弁護士の報告は、留学のために2004年8月にニューヨークに着いた伊藤弁護士が、おりしも大統領選挙を控えたアメリカで、何度もテロ予告の報道がなされ、平和的なプロテスト活動の参加者が2000名も不当逮捕されたり、また、平和活動に向けられた公園での集会やデモが許可されないなど、表現の自由が抑圧されているアメリカの現実に驚いたという話からはじめられました。

「テロに勝利する」というアメリカの一方的な価値観が繰り返し報道される一方、劣化ウランの後遺症で苦しむ子ども、空爆で家を失ったり負傷する民間人など、戦争による被害については、全く報道されないのが現実だということです。

また、アメリカには、テロリスト容疑者に対する電話・メールの傍受などを認める「愛国法」がありますが、愛国法が制定される前から、国家安全保障局は大統領命令により米国民の電話やメールを裁判所の許可なく盗聴することを許可されており、このことをスクープした報道機関をブッシュ大統領は「テロとの

闘いを妨害するものだ」と激しく非難したとのことです。自由と民主主義を標榜するアメリカで「テロとの闘い」の名の下にこのような違法盗聴が横行しているのです。

2 軍隊のリクルート、帰還兵の苦しみ

戦争の泥沼化に伴い、兵士に志願する若者が減っているアメリカにおいては、軍はリクルートに必死だとのことです。

軍隊が公然と大学に入り込み、学生に対してリクルート・勧誘活動を執拗に展開しているという話に驚かされましたが、さらに驚いたのは、このような軍隊のリクルート活動を拒んだ大学は連邦からの助成金を受けられないという法律（ソロモン法）があり、大学はこのような軍のリクルート活動を容認せざるを得ないということです。

また、このようにして戦争にかり出された兵士は、劣化ウランなどの有害兵器により身体をむしばまれるのみでなく、大規模殺害の地上作戦にかり出され多くの民間人を殺害したことから、帰還後も、深刻な

伊藤弁護士とリン・スチュワート氏
スチュワート氏は弁護士であるが、
テロ容疑者を弁護した際の弁護活動
が傍受され、「テロを支援する行為」
をしたとして訴追され、懲役25年に
相当する罪で有罪判決を下された。



精神的後遺症にさいなまれたり、アルコールや麻薬中毒になっている者も多くいるとのこと。

3 貧富の格差と人種差別

最近、日本でも格差社会化が問題になっていますが、アメリカにおける貧富の格差はどんどん進み、また人種差別の中で、弱者や黒人・有色人種は、あたかも人間でないように切り捨てられているとのこと。

すなわち、貧困層は国民皆保険がないために病気にかかっても治療を受けられない、貧しい被災民は政府から食料も与えられず死ぬのを放置されている、多くの黒人は貧困のために弁護士を雇えず冤罪の犠牲になっていくなどといった現実があるのです。

4 テロリスト容疑者への虐待

9.11テロを受け、発令された大統領命令により、テロリスト容疑者やそれに関与していると疑われている者は「敵性戦闘員」として無期限で拘束できるとされています。

そして、キューバのグアンタナモ基地やイラクのアブグレイブ収容所などに、テロリストと疑われた多くの人達が収容され、虐待や拷問を受け続けているというのです。そこでは、殴る、蹴る、寒い部屋への放置、犬をけしかける、宙づり、裸にする、性的虐待、宗教的信念を踏みにじるなど、現代の国家では考えられないような虐待や拷問が行われているのです。

これに対し、伊藤弁護士も留学中にインターンとして活動した人権NGO「CCR」は、グアンタナモ基地の収容者の釈放を求めて人身保護請求の申立てをし、2004年6月に、最高裁は「グアンタナモの収容者は人身保護請求手続によって、自らの拘束の適法性に関する法的審査を受ける権利を有する」という判決を下しました（ラスル判決）。

しかしながら、政府の引き延ばし戦術により人身保護手続が進展しないのみならず、驚くことに、「米国防総省が『敵性戦闘員』としてグアンタナモに収容している者に対して、いかなる司法裁判所も人身保護請求の権限を行使することは許されない」とする人身保護法の改正がなされ、人身保護請求の途すら閉ざされてしまったというのです。

5 終わりに

字数の関係から、伊藤弁護士の報告をすべて紹介することは出来ません。映像も使ったの実態報告は衝撃的でした。

伊藤弁護士は、『「テロとの闘い」は、これまでアメリカが曲がりなりにも築いてきたと言われる基本的人権、三権分立などの価値を歪めている』という言葉で報告を終えましたが、本当にその通りであると思いました。われわれは、適正手続の保障、令状主義など多くのことをアメリカからも学んできたはずなのに、このような人権を支える制度的保障が崩れ去ってしまっていることに衝撃を覚えるとともに、日本もそうならないとは言えないのだという思いをいだき、あらためて憲法の重要性を再認識しました。

ただ、伊藤弁護士から、アメリカでもこのような実態を変えようと頑張っている多くの弁護士や平和活動家もいることも聞かされ、暗くなっていた気持ちが少し元気づけられました。

参考資料

- 伊藤和子「戦争をする国・アメリカの人権状況と市民の抵抗」法と民主主義2006年10月号
- 同「グアンタナモで続く拷問と虐待」論座2006年6月号
- 同「戦争をする国アメリカからみた日本国憲法」LIBRA2007年3月号